平成２１年（フ）第１５１５８号
東京都港区赤坂２丁目12番33号
破産者　株式会社エージャンクション
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１９５号
静岡県伊東市和田１丁目１番４号
破産者　有限会社スズキ
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１９６号
静岡県伊東市川奈1182―158、住民票上の住所静岡県伊東市玖須美元和田727―217
破産者　鈴木　信康
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２４７号
神奈川県横浜市旭区金が谷１丁目16番10号
破産者　有限会社ダックビル
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２５１号
東京都中央区京橋３丁目６番８号
破産者　有限会社だいやもんどへっど
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２５２号
東京都中央区勝どき２丁目９―16―911
破産者　車谷　一岳
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２６７号
東京都八王子市大塚643番地の17
破産者　有限会社ブラウメーア
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２６８号
静岡県賀茂郡松崎町江奈12―２
破産者　戸井ひろみ
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２６９号
茨城県神栖市知手中央10丁目７番31号
破産者　東建工業株式会社
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２７０号
茨城県神栖市柳川626番地３
破産者　有限会社宮澤工商
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２７１号
千葉県市原市市原246―１―306
破産者　宮澤日出男
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２７６号
東京都練馬区小竹町２丁目２番２号
破産者　有限会社モービィーディック
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２７７号
東京都練馬区小竹町２丁目２―２―403
破産者　松野　立幹
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３６３号
東京都板橋区高島平８丁目17―10―203、住民票上の住所東京都渋谷区代々木２丁目21―２―301
破産者　春木　宗一
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４１４号
東京都台東区上野７丁目10番12号
破産者　株式会社コスモカントラクター
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４３０号
神奈川県相模原市田名7438番地の３
破産者　有限会社多摩エンジニアリング
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４３１号
神奈川県相模原市田名7438―３
破産者　梶谷　達雄
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４４８号
東京都中央区日本橋本町３丁目８番５号　ＩＭＡＤＡ日本橋本町ビル４Ｆ
破産者　パン・パシフィック・パイン株式会社
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４４９号
東京都江東区亀戸２丁目43―２―704
破産者　黒谷喜久榮
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４９４号
東京都豊島区長崎５丁目２番20号
破産者　有限会社キラヤ
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４９５号
東京都豊島区南長崎４丁目25―８―101、開始決定時の住所東京都豊島区長崎５丁目２―20
破産者　原　　和男
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４９６号
東京都豊島区南長崎４丁目25―８―101、開始決定時の住所東京都豊島区長崎５丁目２―20
破産者　原　トキ代
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４９７号
東京都豊島区長崎５丁目２―20
破産者　原　　弘行
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部